

府中市立府中第七小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月策定
令和2年4月改訂
令和4年3月改訂
令和5年4月改訂
府中市立府中第七小学校
校長 渡邊 和子

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法 第1章総則（定義）第2条」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

校長、副校長、生活指導主幹、教務主幹、養護教諭、スクールカウンセラー、当該関係学年で「学校いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催し、情報を共有したり検討したりする。

(2) 職員生活指導夕会での情報交換及び共通理解

週1回、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 生活指導全体会

学期に1度、全校の配慮を要する児童について共通理解を図る。また、スクールカウンセラー等の専門家によるいじめに関する研修会を開き、児童の見取り方、解決に向けての手だてなどについて学ぶ。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学年・学級経営の充実

○学年主任を中心に、学年で児童を育てることを基本とし、児童同士の関係について、常に情報を共有する。

○ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、アンケートなどの調査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級・学年経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてるようにする。

(2) 道徳教育の充実

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育て「いじめは絶対だめ」という意識を育てる。

○道徳の授業を中心に、全ての教育活動を通して、児童の自己肯定感を高め、善悪の判断を養う。

○年間3回以上の「いじめ防止の授業」を実施し、いじめの未然防止に努める。

○道徳授業地区公開講座の中で、5年生を対象に弁護士による「いじめ防止」の特別授業を行う。

(3) 相談体制の整備

○スクールカウンセラー、「いじめ防止対策委員会」、特別支援コーディネーターと連携を図り、アンケート調査結果などの考察と対応策を考え、全教職員で共通理解を図る。

(4) 特別活動の重視

○集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。（学習指導要領より）

○たてわり班活動で異学年との交流を通し、協力したり協調したりする良さを体験的に学習し、人とよりよく関わる力を身に付ける。

○高学年の児童は、下学年の子に対する思いやりや責任感を育てる場、下学年の子は高学年を敬う場となるよう

指導する。

○学級以外の居場所の一つとなるよう、児童の帰属意識を育てる。

(5) インターネットなどでのいじめに対する対策

○「SNS 府中ルール」に基づき児童にネットモラル教育を実施し、課題が発生した場合は迅速に解決する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○府中第七中学校、武蔵台小学校との小中一貫教育を深めるとともに、小学校と近隣保育園・幼稚園と情報交換や交流学習を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) スクールカウンセラーによる面接

年度初めに、5年生児童の全員面接を行う。

(2) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、個人面談などを生かし、円滑な連携を図る。保護者からの相談には、組織的に迅速かつ誠実に対応する。また、必要に応じて、市教委や子育て世代包括支援センター（みらい）、児童相談所、児童青少年課、福祉課、スクールソーシャルワーカー、保健所、民生委員、警察、近隣中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。また、地域安全ボランティアの方々から、登下校の様子などの情報を得る。

(3) いじめ防止のためのアンケートを実施（ふれあい月間などにおける取組）する。

アンケート調査を実施し、回収した内容に応じて、管理職・スクールカウンセラーなど担任以外の教員が児童と直接面接をして状況を把握し、課題の解決を図る。

5 いじめに対する早期対応

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無や状況の確認をする。

○いじめの事実が確認された場合は、「学校いじめ対策委員会」を開き、対応を協議し早期解決を図る。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童を守り、その保護者に状況と対策について説明し実行する。また、いじめを行った児童への教育的指導と、その保護者へ、状況及び対策について説明し、信頼関係を築きながら継続的に児童を見守り、指導する。

○必要に応じ、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、保護者と連携を図りながら、別室で学習を行うなどの措置を講ずる。

○事実に係る情報を、関係保護者と共有するための、必要な措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署などと連携して対処する。

○生活指導部会で、長期休業中の実態を集約し、主幹会で管理職などと共有するとともに、「学校いじめ対策委員会」の開催の有無を決める。また、報告書を基に、情報を共有する。

6 重大事態への対処

*「府中市いじめ防止対策推進条例」（令和5年4月1日施行）に従い、対処する。

*重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定める。

(1) 重大事態の定義

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（「いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対処 第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処」より）

(2) 重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。（法による義務規定）

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係や必要な情報を適切に提供し、共に課題の早期解決を図る。